

記入例

令和2年度就学援助申請書（兼承諾書 兼委任状）

年 月 日

（あて先）見附市教育委員会

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、世帯全員の課税所得状況の調査を必要とする場合は、これを承諾します。

申請者（保護者）	住所	見附市 昭和町2-1-1 昭和アパート201号	児童生徒氏名	学校名	見附市立 ○○小 学校
	電話	0258-62-○○○○		学年	6 学年
	フリガナ	ミツケ イチロウ		フリガナ	ミツケ タロウ
	氏名	見附 一郎		氏名	見附 太郎
令和2年1月1日時点の住所		(現住所と異なる場合のみ記入)			

※令和2年1月1日時点において前住所地より令和2年度（平成31年・令和元年分）所得・課税証明の交付を受

1月1日現在の住所が現住所と異なる場合は必ず記入してください

前住所地より令和2年度（平成31年・令和元年分）所得・課税証明の交付を受

○ 世帯の状況（児童生徒を含め同居全員の課税所得状況を記入してください。専任の保護者を含む。）

氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先・学校名（学年）	前年所得額
見附 一郎	保護者	昭和○年○月○日	会社員 (株)○○会社	250万円
見附 花子	妻	昭和○年○月○日	パート (株)○○○	50万円
見附 太郎	子	平成○年○月○日	○○小学校 6学年	
見附 桃子	子	平成○年○月○日	○○保育園 年中	
住居の状況 <input checked="" type="radio"/> 1 持家 <input type="radio"/> 2 借家・アパート <input type="radio"/> 3 その他 ()				

概数で
結構です

援助を受けたい理由

- 生活保護の停止又は廃止されたが依然生活が困難である。
- 市民税の非課税または減免を受けている。
- 市民税・事業税・固定資産税・国民年金保険料・国民健康保険税の減免（減免通知書の写しを添付）
- 児童扶養手当の受給又は生活福祉資金の貸付を受けている。
- 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度の生活状態である。
- 病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している。

※5・6に該当する場合は申請理由を記入してください。

私が病気がちで欠勤が多く、収入が少ない状況で、経済的に苦しく困っているため。

申請理由はできるだけ詳しく記入してください

委任状

学校へ納付すべき学用品費や給食費に滞納が生じた場合、この委任状によって就学援助費を学校長に渡し、その滞納金に優先的に充当します。

※必ず記名してください

滞納が生じた場合、この委任状によって就学援助費を学校長に渡し、その滞納金に優先的に充当します。

申請者（保護者）氏名 見附 一郎

※必ず記名してください。

○ 振込先（申請者の指定口座を記入してください）

申請者（保護者）名義の口座にしてください

振込口座	金融機関名	支店（支所）名	種別	口座番号	義人（申請者）
	○○	銀行 支店	普通	0123456	フリガナ ミツケ イチロウ 氏名 見附 一郎

※通帳の写し（支店名、口座番号、名義人が確認できるページ）を必ず添付してください。

申請書記入上の注意

就学援助申請書は、就学援助費の支給を受けるために必要なものですから、ありのままを正確に記入してください。

1. 各欄への記入について

- ① 「職業・勤務先・学校名（学年）」は次のように記入してください。
(例)
 ㊦ ○会社事務員、○○商店セールスマン、㊦ ○工場臨時工（またはパート）、高校○学年、
 ○○中学校○学年、○○保育園等
- ② 「所得額」は、世帯全員の平成31年・令和元年の所得額（おおよその額）を記入してください。
- ③ 「住居の状況」「援助を受けたい理由」は、該当するものを○で囲んでください。
- ④ 「援助を受けたい理由」の1～4に該当する場合でも、所得状況により認定されないこともありますので、特別な理由等がありましたらご記入ください。5・6に該当する場合は、必ず理由を詳細に記入してください。
- ⑤ 「委任状」の内容を確認のうえ、必ず記名してください。
※学校へ納付すべき学用品費等及び給食費に滞納が発生した場合は、就学援助費から優先的に充当します。（認定された場合に支給される援助費の受取人が在籍学校長となります。）

2. 添付書類

通帳の写し（口座番号、名義人カナ、支店名が確認できるページ）

※以下は該当する場合に必要

- (1) 援助を受けたい理由3の「市民税・事業税・固定資産税・国民年金保険料・国民健康保険税の減免」に該当する場合・・・減免通知書の写し
- (2) 令和2年1月1日現在において見附市に住所がない場合・・・前住地より令和2年度（平成31年・令和元年分）所得・課税証明書
 ※所得・課税証明書は、所得確定後でないと発行されません。6月1日以降、前住地の市町村に証明書の発行ができるか確認し、後日、証明書の提出をお願いします。

3. その他

- ① 兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要となります。
- ② 認定に際し、世帯全員分の所得状況を確認しますので、市民税の申告がお済みでない場合は申請前に申告を済ませてください。申告が済んでいないと、所得状況が確認できず、認定できません。収入がない場合も申告が必要です。（ただし、税法上の扶養に入っている場合は、申告の必要はありません。）
- ③ 就学援助は原則として口座振込とし、申請者の普通預金（総合口座）に振り込みます。